

役員等報酬及び費用弁償規定

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人真如会（以下「法人」という。）の役員、監事および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(支給範囲)

第2条 この法人の教職員等、施設より給与を受けている者にはこの規定を適用しない。

(報 酬)

第3条 法人の役員等に対する報酬は無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会に出席したときおよび評議員会に出席したときは、実費弁償費を支払うことができる。

2. 旅費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

3. 第4条第1項の金額は次の通りとする。

旅 費 日 当	1日につき 10,000 円
宿 泊 料	実 費

(改 正)

第5条 この規定の改正については、理事会および評議員会の議決を要する。

付則

この規定は、平成 29 年 6 月 24 日から施行する。